

## G空間EXPO出展規程骨子(案)

### 1. 出展資格

G空間社会の実現に関連する製品・サービスの展示と関連技術資料などの展示・配布を行う法人・団体とする。

### 2. 出展物

- (1) 出展物（装飾資材，展示製品やサービス，配布物などを含む）は，主催者が定めたものに限る。また，出展物が本展示会の主旨に相応しくない場合は，出展を断ることがある。
- (2) 本展示会期間中に会場において来場者に配布する配布物について，主催者は事前に提出を求めることがある。また，本展示会の主旨から判断して配布を断ることがある。
- (3) 専ら営利を目的とする会場内での現金授受を伴う物品・サービスの提供（即売行為）は，お断りする。

### 3. 出展料の支払い

- (1) 出展者が指定期日までに入金しない場合は，主催者は出展小間の確保を中止する。
- (2) 小間がなくなり次第，出展を締め切る。

### 4. 出展の変更・取り消し

- (1) 出展者の都合による出展の変更により主催者に損害が生じた場合は，要した費用を出展者に請求する。
- (2) 出展確定後，出展者の都合で出展を取り消す場合は，キャンセル料を主催者に支払う。

### 5. 小間割の決定

小間割はG空間EXPO実行委員会事務局が決定する。

### 6. 展示・装飾

会場内の構成，基本的設計・デザイン，小間の配置，基本装飾は全体の統一・調和を図るため，主催者が企画，施工する。

### 7. 配布物の配布

配布物の配布は，出展者の小間内で行う。

### 8. 出展者の保証

出展者は主催者に対して，出展物が日本の輸出入関係法規で規制されておらず，かつ，第三者の知的財産権を侵害していないことを保証する。

### 9. 出展物の管理と免責

- (1) 主催者は本会場の管理保全に当たり，出展者は出展会場内の出展物の管理について出展者自らが責任を負う。
- (2) 天災などの不可抗力による盗難，紛失，火災，損傷，その他本展示会場内で発生した事故について，主催者は，出展物の賠償責任を負わない。

### 10. 出展の解除

主催者は，出展者が本出展規程に違反したと判断した場合は，出展契約を直ちに解除する。出展契約解除となった出展者は，直ちに本展示会場から展示物を撤去する。

### 11. 展示会の開催中止

主催者は，天災，その他，不可抗力の原因により会期を変更，または，開催を中止することがある。主催者は，これによって生じた出展者の損害を補償しない。ただし，本展示会の開催を事前に中止した時は，既納の出展小間料の全部または一部を返還する。

※ 出展規程の詳細については，展示会等ワーキングチームにおいて検討する。